

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A株式（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日からはB所在の同社C支店（以下「事業場」という。）に異動となり、大型トラックの運転業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中の災害により「左中足骨骨折」の負傷（以下「本件負傷」という。）をし、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となり、治ゆ後残存する障害については、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第9級と認定された。

請求人によると、復職に向けた話し合いの中で上司から受けた言動や後遺障害によりトラック運転業務ができなくなる不安などから、平成〇年〇月から不眠が多くなったとして、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 専門部会は、意見書において、請求人は平成○年○月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したと述べており、請求人の症状および診療経過から、当審査会も専門部会の意見を妥当なものと判断する。

この点について、再審査請求代理人(以下「請求代理人」という。)は、本件疾病の発病時期を同年○月○日と主張しているが、専門部会は、E医師、F医師及びG医師の意見書を踏まえた上で、本件疾病の発病時期を同年月頃と判断しており、当審査会は、上記のとおり、専門部会の意見を妥当なものと判断することから、請求代理人の主張を採用することはできない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

この点について、請求代理人は、認定基準は労災保険法が要求している要件

以上に厳しい要件を要求することとなってしまう、認定基準に該当するか否かだけで判断することは誤りである旨述べているが、認定基準は、関連医学分野の専門家からなる専門検討会における最新の医学的知見に基づく検討結果を踏まえて策定されたものであって、上記のとおり、その取扱いは妥当なものと考えるところであるから、請求代理人の主張は採用することはできない。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人は、平成〇年〇月に本件負傷しており、請求人及び請求代理人（請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、請求人の痛み、トラック運転手に復帰できないこと、生活費が途絶える状況であったことなどから、当該出来事による心理的負荷は「強」と主張しているが、本件負傷は、本件疾病を発病する〇か月前であり、評価期間前の出来事である。しかしながら、認定基準によると、業務上の傷病により6か月を超えて療養中の者が、その傷病によって生じた強い苦痛や社会復帰が困難な状況を原因として対象疾病を発病した場合には、当該苦痛等の原因となった傷病が生じた時期は発病の6か月よりも前であったとしても、発病前おおむね6か月の間に生じた苦痛等が、ときに強い心理的負荷となることに鑑み、特に当該苦痛等を出来事（「重度」の病気やケガをした（項目1））とみなすこととされており、さらにその具体例としては、「業務上の傷病により6か月を超えて療養中の者について、当該傷病により社会復帰が困難な状況にあった、死の恐怖や強い苦痛が生じた」が示されていることから、当該出来事を認定基準別表1の出来事の類型①の具体的出来事1「（重度の）病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）の当該具体例に照らして評価すると、決定書理由に説示するとおり、請求人は、本件負傷前と同じ業務ではないものの事業場に職場復帰していることから、社会復帰が困難な状況にあったとは認められず、当審査会も、当該出来事による心理的負荷の総合評価は、「中」と判断する。

(5) 請求人らは、本件負傷に対するHの対応に関して、認定基準別表1の出来事の類型⑤の具体的出来事30「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価すると、当該出来事による心理的負荷の強度は「強」であると主張している。

この点、決定書理由に説示するとおり、会社としては、Iが本件負傷の補償の担当であり、H及びJが、本件負傷に対応していなかったことをもって、「上司とのトラブルがあった」とは言い難く、当審査会も、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

また、請求人が、平成〇年〇月〇日に事業場に復帰するに当たり、安全靴の使用をめぐって、Hから注意を受けて、帰宅させられた出来事は、本件疾病の発病後の出来事であり、本件疾病の発病に関する心理的負荷として評価することはできない。

(6) 請求人は、本件負傷の療養のため、評価期間は、休業しており、長時間労働は認められない。

(7) したがって、本件疾病の発病に関する出来事の心理的負荷の総合評価が「中」である出来事及び「弱」である出来事が認められるが、評価期間における業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、本件疾病は、業務上の疾病とは認められないものと判断する。

(8) なお、請求人らのそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。